工事関連設計業務委託契約書(案)

1 委託業務名	(仮称)西信達義務教育学校等整備事業に係る設計業務委託									
2 施 行 場 所	泉南市岡田三丁目・岡田四丁目・岡田五丁目内									
3履行期間		年	月	日	から		年	月日	∃ まで	3
			i ! ! !	百万	i ! !	i ! !	千	i ! !		円
4 委託金額		¥	O	О	О	О	О	О	O	0
うち取引に係る			1 1 1 1	百万	: : : :		千			円
消費税及び地方 消費税の額			¥	0	0	O	0	O	0	О
	納	付 • 1	請負代金	を額の1	00分	の10に	相当す	る額以_	Ł	
5 契約保証金	担	保 • ;	泉南市則	才務規則	第12	6条によ	こる			
	免	除 • ;	泉南市則	才務規則	第12	7条第1	項第() 号(こよる	
6 適用除外条項										

上記の業務について、発注者と受注者は、令和7年●月●日付(仮称)西信達義務教育学校等整備事業基本契約書(以下「本件基本契約」という。)における設計業務に関して、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項(適用除外条項は上記6のとおり)によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

 \Box

発 注 者 住 所 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

名 称 泉南市

代表者 泉南市長

受 注 者 住 所

名 称

代表者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本件基本契約及びこの契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、入札説明書、その付属書類(要求水準書、落札者決定基準、様式集等及び入札説明書とともに公表された資料(その後の変更を含む)並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。)及び受注者が発注者に提出した提案書(以下これらを合わせて「入札説明書等」という。)並びに本件基本契約に定める内容に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び入札説明書等を内容とする業務の委託契約を言う。以下同じ。)を履行しなければならない。
 - 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託金額を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第10条に定める受注 者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指 示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、本件基本契約、この契約書若しくは入札説明書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、この契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この約款及び入札説明書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法 (明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第55条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される 調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所と する。
 - 12 発注者は、受注者が共同企業体を結成している場合においては、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する 指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記 載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に 記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、入札説明書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し前項の業務工程表の修正を請求することができる。
 - 3 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- **第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならな い。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2号第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、 委託金額の100分の10以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項 各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証 金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約 保証金の納付を免除する。
 - 5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の100分の10に達するまでは、発注 者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- **第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸

与し又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

- 第6条 受注者は、成果物(第37条第1項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する指定部分にかかる成果物及び第37条第2項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
 - 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
 - 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作権をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作権をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

- **第7条** 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が入札説明書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に対して、その者の商号又は名称その他必要な事項を通知し、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が入札説明書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない
 - 3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、指 名停止措置を受けている者及び入札参加除外措置を受けている者並びに第43条第1項第10号に該当する 者を受任者又は下請負人としてはならない。
 - 4 受注者が入札参加除外措置を受けた者又は第43条第1項第10号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

5 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利 (以下「特許権等」という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責 任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、入札説明書等に特許 権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がそ の使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第8条の2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

- 第8条の3(A) 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
 - 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第8条の3 (B) 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
 - 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

- **第9条** 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したと きも同様とする。
 - 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち 発注者が必要と認めて監督員に委任したものの他、入札説明書等入札説明書等で定めるところにより、次に 掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び入札説明書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、入札説明書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する 権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した内 容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の 提出は、入札説明書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- **第10条** 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
 - 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託金額の変更、履行期間の変更、委託金額の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照查技術者)

- **第11条** 受注者は、入札説明書等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、 その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
 - 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(業務担当者)

第11条の2 受注者は業務担当者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が 必要なときは、発注者の指示を受けなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第14条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求 を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由 を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求 を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品物、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、入札説明書等に定めるところによる。
 - 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、業務の完了、入札説明書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
 - 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、 発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなけ ればならない。

(入札説明書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が入札説明書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- **第18条** 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直 ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 入札説明書等が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 入札説明書等に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 入札説明書等の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等入札説明書等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること
 - (5) 入札説明書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
 - 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受 注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受 注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められると きは、発注者は、入札説明書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札説明書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、入札説明書等又は業務に関する指示(以下この条及び第21条において「入札説明書等及び指示」という。)の変更内容を受注者に通知して、及び指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以 下この条及び第29条において「天災等」という。)であって、受注者の責に帰すことができないものによ り作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者 は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業

務の全部又は一部を中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- **第21条** 受注者は、入札説明書等及び指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき入札説明書等及び指示の変更を提案することができる。
 - 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、入札説明書 等及び指示の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により入札説明書等及び指示が変更された場合において、必要があると認めるとき は、履行期間又は委託金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- **第22条** 受注者は、その責に帰することのできない事由により履行期間内に業務を完了することができないと きは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- **第23条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に 請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、委託金額を変更し、又は受注者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
 - 3 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が 適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しな ければならない。

(履行期間の変更方法)

- **第24条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請

求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託金額の変更方法等)

- **第25条** 委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する 必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- **第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を とることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、 受注者が委託金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを 負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項 若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。 ただし、その損害(入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)の うち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- **第28条** 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に 対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(入札説明書等に定めるところより付された保険により てん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由によ り生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等 が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、こ

の限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした 損害(入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該 第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただ し、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者 が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 成果物の引渡し前に、天災等(入札説明書等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第49条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち委託金額の100分の1を超える額を負担しなければならない
 - 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する委託金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(委託金額の変更に代える入札説明書等の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第26条、第27条、前条、第33条又は第39条の規定により委託金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて入札説明書等を変更することができる。この場合において、入札説明書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の委託金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、業務を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の合否結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の検査の完了(合格)によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し 出たときは、直ちに成果物の引渡しを受けなければならない。
 - 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託金額の支払の完了と同時に 行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならな い。
 - 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして、前4項の規定を準用する。

(委託金額の支払)

- **第32条** 受注者は、前条第2項(前条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、委託金額の支払を請求することができる。
 - 2 発注者は前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した 日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数

から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間 は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- **第33条** 発注者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
 - 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたと きは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条及び次条において「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下この条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託金額の100分の30以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

ただし、年度においては金 円とする。年度においては金 円とする。

- 3 受注者は、委託金額が著しく増額された場合においては、その増額後の委託金額の100分の30から受 領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場 合においては、前項の規定を読み替えて準用する。
- 4 受注者は、委託金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託金額の100 分の30を超えるときは、受注者は、委託金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項期間内に第37条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間 を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約を締結した日における政府契約 の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する 率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- **第35条** 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
 - 2 受注者は、前項に定める場合のほか、委託金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、 変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証 事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、仮設費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第36条の2 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する委託金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 回を超えることができない。
 - 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に 請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において は、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の委託金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の委託金額相当額× (9/10-前払金額/委託金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び 第6項中「委託金額相当額」とあるのは「委託金額相当額から既に部分払の対象となった委託金額相当額を 控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第37条 成果物について、発注者が入札説明書等において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指

定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了 したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分 に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「委託金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託金額」と読 み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「委託金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用する第32条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託金額は、次の各号に掲げる式により算出する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する委託金額」及び第2号中「引渡部分に相応する委託金額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託金額 指定部分に相応する委託金額×(1-前払金の額/委託金額)
 - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る委託金額 引渡部分に相応する委託金額× (1-前払金の額/委託金額)

(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)

円

第37条の2 債務負担行為又は継続費に係る契約(以下「債務負担行為等に係る契約」という。)において、 各会計年度における委託金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度 円

年度

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

 年度
 円

 年度
 円

3 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)

第37条の3 債務負担行為等に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第34条及び第35条中「委託金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額(各会計年度末における第36条の2第1項の委託金額相当額(以下この条及び次条において「委託金額相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した

- 額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払い を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときに は、受注者は、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、契約会計年度について前 払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、受注者は、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(金 円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、受注者は、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を読み替えて準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

- 第37条の4 債務負担行為等に係る契約において、受注者は、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えたときは、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、受注者は、契約会計年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
 - 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第6項及 び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦委託金額相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{委託金額相当額-(前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 回

年度 回

(第三者による代理受領)

- **第38条** 受注者は、発注者の承諾を得て委託金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書 に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条第2項

(第37条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- **第39条** 受注者は、発注者が第34条又は第37条において読み替えて準用する第32条の規定に基づく支払 を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一 部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちに その旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは 履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼした ときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第40条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
 - 2 前項において受注者が負うべき責任は、第31条第2項(第37条第1項又は第2項において読み替えて 準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - 3 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方 法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが ないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- **第41条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第43条、又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- **第42条** 発注者は、泉南市財務規則(昭和59年3月22日規則第4号)第129条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- **第43条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団 員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から 生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (8) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 第7条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
 - (10) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はそ の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は 経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

- イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団 員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 していると認められるとき。
- オ 第7条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相 手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められる とき。
- **第43条の2** 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約 を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
 - (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
 - (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2 第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - (5) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項第2号に該当すると認められと
 - (6) 第7条の規定に違反したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 前3条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間 内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の 不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により入札説明書等を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1 (履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- **第48条** この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
 - 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に 業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くもの とし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の 上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを 受けた既履行部分に相応する委託金額(以下「既履行部分委託金額」という。)を受注者に支払わなければ ならない。
 - 3 前項に規定する既履行部分委託金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2又は第50条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、第48条第2項の規定により既履 行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前 払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額 を控除した額)を第48条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この 場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2

又は第50条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算して得た利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を 発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又 はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ ばならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費等」 という。)は次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が 負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は第50条第3項によるときは受注者が負担し、第41条、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の 修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分又は作業現場の原状 回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは 取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定に より、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条、第43 条、第43条の2又は第50条第3項によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定 によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のと るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者 が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- **第50条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第42条、第43条又は第43条の2の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の100分の10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第42条、第43条又は第43条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって 受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の遅滞料の額は、委託金額から第37条の規 定による部分引渡しに係る委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算して 得た額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- **第50条の2** 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。
 - (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。) に 違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法 第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の4第1項の規定により納付命 令を受けなかったとき。
 - (3) 第43条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第43条の2第5号に該当したとき。

- (5) 第43条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受 注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

- **第51条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 2 第32条第2項(第37条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による委託金額の支払いが 遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の 遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(相殺)

- **第52条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託金請求権及びその他の債権と相殺することができる。
 - 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足 額を支払わなければならない。
 - 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は、発注者が指定する。

(契約不適合責任期間等)

- 第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項又は第4項(第37条においてこれらの規定 を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から 2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は 契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
 - 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効

- の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約 不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が入札説明書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第54条 受注者は、入札説明書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(紛争の解決)

- **第55条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受 注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛 争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注 者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過 した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(疑義等の決定)

第56条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項各号に規定するものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報管理体制の報告)

第2 受注者はこの契約の締結後、速やかに個人情報の管理体制について別紙 1 により発注者に報告するものとする。また、管理体制に変更があった場合も速やかにその報告をするものとする。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- **第4** 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。
 - 2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集 し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただ し、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的の ために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、減失又は棄損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者 から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第8 受注者は、発注者の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は発注 者が受注者に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じな ければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務従事者への周知及び指導監督)

- **第10** 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
 - (1) 在職中及び退職後においても当該契約に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(実地調査)

第11 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(指示)

第13 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報につ

いて、その取り扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

特記事項 別紙1

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

泉南市長 様

所 在 地 受託者名 商号又は名称 代表者氏名

○○○○(以下「業務」という)に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告 します。

1.管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	所属役職	氏名
作業責任者	所属役職	氏名

2.個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難・紛失等の 事故防止措置等	具体的に記入すること

- (注) 1.個人情報管理責任者とは、この業務で取り扱う個人情報の管理責任者のことを言います。
 - 2.作業責任者とは、この業務を実際に行う現場の責任者のことを言います。
 - 3.個人情報管理責任者と作業責任者は、同一の者であっても構いません。

お預かりした個人情報は、この業務を実施する貴社の個人情報の管理体制等の把握及び必要に 応じた指示等を行う目的のために使用します。